

(趣旨)

第 1 条 この告示は、美祢市における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等の情報を登録する制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存在する居住を目的として建築され、かつ現に居住の用に供されていない建物(予定のものを含む。)及びその宅地をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。
- (3) 空き家等情報バンク制度 市内に存在する空き家等の賃貸又は売却を希望する所有者等から登録申込みを受けた情報を公開し、空き家等の利用を希望する者に対し、情報提供を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家等情報バンク制度以外の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込み等)

第 4 条 空き家等情報バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家等情報バンク登録申込書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家等登録台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家等登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家等登録台帳の登録抹消)

第 6 条 市長は、登録された空き家等が、次のいずれかに該当するときは、当該空き家等登録台帳を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空き家等登録事項に関して抹消の届出があったとき。
- (3) 登録された日から起算して 2 年を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

(空き家等利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家等情報バンク制度を活用し、空き家等を利用しようとする者は、空き家等利用希望者登録申込書(別記様式第2号)に誓約書(別記様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家等利用希望者台帳に登録しなければならない。

- (1) 空き家等に定住を希望し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(空き家等利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定により空き家等利用希望者台帳に登録された者(以下「空き家等利用希望者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家等利用希望者台帳の登録抹消)

第9条 市長は、空き家等利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家等利用希望者の登録事項に関して抹消の届出があったとき。
- (5) 空き家等利用希望者台帳に登録された後、空き家等に入居したとき。
- (6) 登録された日から起算して1年を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めたとき。

(情報提供等)

第10条 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望者に対して、それぞれの台帳に登録された有用な情報を提供するとともに、空き家等の情報をホームページに掲載し周知するものとする。

2 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望者に対して、空き家等に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。ただし、空き家等登録者又は空き家等利用希望者から、空き家等の売買、賃貸借契約等に関する相談を受けた場合には、必要に応じて両者の承諾を得た上で、市の保有する情報と関係資料を市とUJイターン者等の住宅の確保に関する協定を締結した団体へ提供することができる。

3 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、美祢市個人情報保護条例(平成20年美祢市条例第10号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の美祿市空き家等情報バンク制度要綱の規定により登録を受けている空き家等登録者又は空き家等利用希望者は、この告示の施行の日にこの告示による改正後の美祿市空き家等情報バンク制度要綱の規定により登録を受けたものとみなす。